

平成25年6月21日

四国地方整備局

土佐国道事務所

国道33号 佐川歩道トンネルの工事着手について ～歩行者の安全確保のために～

□概要

国道33号佐川トンネルにおいて、現在のトンネルの横に歩道トンネルを新たに計画しております。（別紙－1参照）

この度、歩道トンネルの掘削工事に着手しました。なお、工事期間中は、佐川トンネルが一時的に全面通行止めとなりますのでお知らせします。

□ 工事期間中の通行規制（別紙－2参照）

通行規制期間：平成25年7月上旬（予定）～平成25年12月中旬（予定）

○歩道トンネル工事において、火薬を用いた発破作業を行う際、安全確保のためやむを得ず、現在の国道33号佐川トンネルが一時的（10分程度／1回当たり）に全面通行止めとなります。

○通行止めとなる時間帯は工事の進捗状況等により変動しますが、1日に3～4回程度の全面通行止めを予定しております。

○指定する迂回路はありません。

工事期間中、国道33号をご利用の皆様、周辺の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力の程、宜しくお願いします。

本施策は、四国圏広域地方計画「No.5 圏域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」の取組に関連します。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局

土佐国道事務所

電話（代表）088-884-0359

副所長（管理）

みやたけ としお
宮武 敏男

（内線）202

管理第二課長

よしかわ せいいち
吉川 誠一

（内線）441

佐川国道維持出張所

電話（代表）0889-22-1022

◎出張所長

しんいけ やすのり
新池 保徳

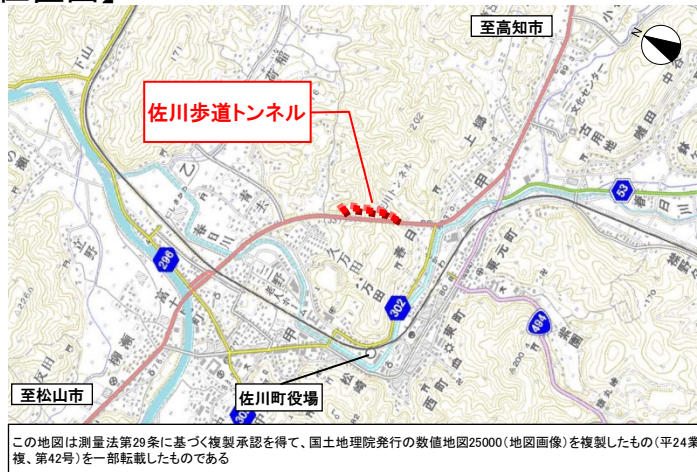
（内線）6321 ◎：主な問い合わせ先

■事業目的 国道33号佐川トンネルは、歩道幅が75cm程度と狭く、歩行者自転車が車両と接触しそうになるなど危険な状況で通行しています。現在のトンネルの横側に歩行者自転車用トンネルを整備することにより、歩行者自転車が安心して通行できる歩行空間を確保します。

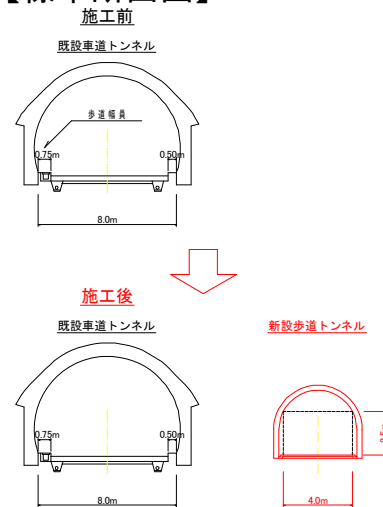
■事業概要

- 場所：国道33号 高知県高岡郡佐川町甲 ^{たかおか さかわちよう} ～ 佐川町乙
- 歩道トンネル延長 322m
- 歩道トンネル断面 幅4m、高さ2.5m

【位置図】



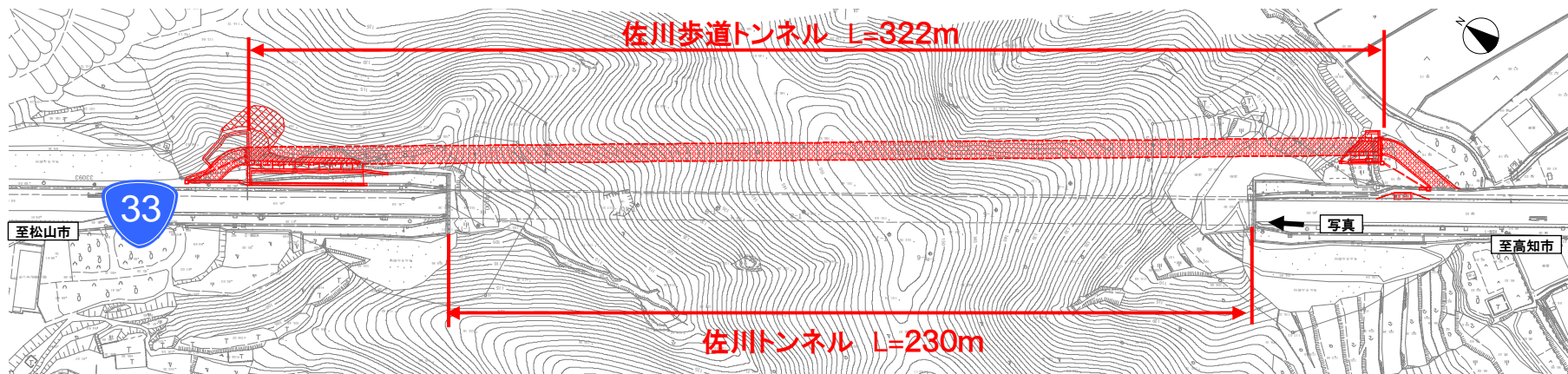
【標準断面図】



【現状写真 高知側坑口】

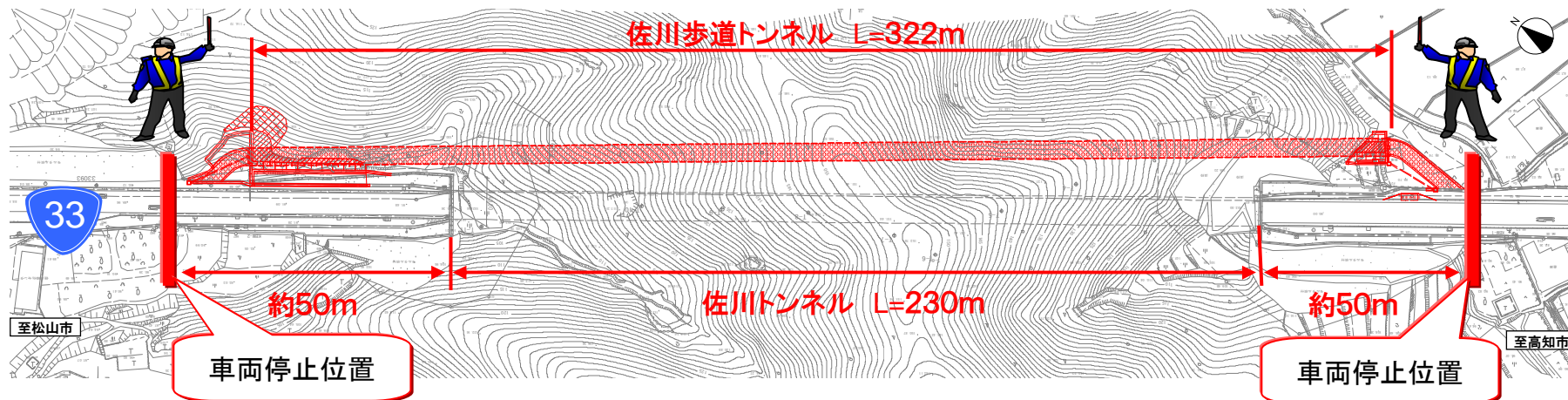


【平面図】



通行規制期間：平成25年7月上旬(予定)～平成25年12月中旬(予定)

- 歩道トンネル工事において、火薬を用いた発破作業を行う際、安全確保のためやむを得ず、現在の国道33号佐川トンネルが一時的(10分程度/1回当たり)に全面通行止めとなります。
- 通行止めとなる時間帯は工事の進捗状況等により変動しますが、1日に3～4回程度の全面通行止めを予定しております。
- 指定する迂回路はありません。



【規制方法】

車両の停止位置は安全性を考慮し、現況のトンネル坑口より約50m離れた位置を予定しております。
 ※各停止位置には交通誘導員を配置します。
 尚、交通規制を行う際には、工事看板等を設置し通行止めの周知を行います。

工事期間中、国道33号をご利用の皆様、周辺の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力の程、宜しくお願いします。